

こ成保第 206 号  
令和 6 年 3 月 29 日  
【第 1 次改正】こ成保第 230 号  
令和 6 年 4 月 10 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁成育局長

#### 認可外保育施設に対する指導監督の実施について

認可外保育施設に対する指導監督については、児童福祉法第 59 条に基づくものであるところ、今般、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」を策定したので、都道府県等におかれては引き続き適切な指導監督が図られるようお願いする。

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、これに伴い、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。